

広島県告示第四百四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、安芸高田市吉田町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、安芸高田市長から届出があつた。

平成二十年四月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

		上		欄		下		欄	
大字	字	地	番	大字	字	相合	相合	多治比	岩室
多治比	高猿	七〇六、七〇七、七〇八	七一一	相合	市後	大谷	久保	久保	岩室
						一七六四、一七六五、一七七二	八六四、乙八七〇、乙八七八		